

## 家畜共済損害防止事業交付金（継続）

【平成21年度概算決定額：636,060（702,007）千円】

### 対策のポイント

家畜に多発する疾病の中には、予防措置を講ずれば、発病を未然に防止することが可能なものがあります。このような疾病を対象に検査を実施し、飼養管理指導等を行うことにより、疾病による共済事故の増加を抑制し、家畜共済事業の安定及び農家の掛金負担の軽減を図ります。

### （事業実施の経緯）

我が国の畜産経営において、十分な飼養管理技術の蓄積を伴わず多頭化への移行が進行し、疾病が多発化する傾向にあります。これらの疾病による共済事故が多発すれば、家畜共済事業の安定的な運営や、掛金負担の増高等の支障が生じます。

しかし、繁殖障害や乳房炎等の疾病は、検査方法が確立しており、発病前に発見し、予防的措置を講ずれば、発病を未然に防止することが可能です。

このため、対象疾病の早期発見、発病の未然防止等の損害防止事業を農業災害補償法に基づき実施します。

### 損害防止事業の対象疾病及び対象家畜

対 象 疾 病	対 象 家 畜
1 外傷性第二胃横隔膜炎その他の胃内の金属異物による疾病（金属異物性疾患）	牛
2 子宮内膜炎その他の繁殖障害の原因となる生殖器の疾病（繁殖障害）	牛及び種豚の雌 *1
3 乳房炎	乳牛
4 尿石症	肉用牛
5 周産期に多発する乳熱、ダウンナー症候群、ケトン症、第四胃変位（周産期疾患）*1	乳牛
6 運動器疾患（骨疾患、運動器の腫瘍を除く）*1	牛
7 寄生虫性腸炎 *1	牛（子牛に限る）*2

\*1 21年度新規追加対象疾病あるいは対象家畜

\*2 子牛とは、出生後第5月の月の末日を経過しない牛をいう

### 政策目標

被災農家の経営の安定を図るための農業災害補償制度の適切な運用

### < 内容 >

農業共済組合連合会等が計画的かつ組織的に損害防止事業を実施するための検査、応急処置等に要する経費について、その一部を交付します。

【交付率：6 / 10】

【事業実施主体：農業共済組合連合会、特定組合】

【担当課：経営局保険監理官（03 - 3501 - 4043（直））】

